

地域経済の振興に関するパートナー連携協定書

藤井寺市（以下「甲」という。）、藤井寺市商工会（以下「乙」という。）、株式会社池田泉州銀行（以下「丙」という。）、株式会社ココペリ（以下「丁」という。）、は、相互の連携を強化し、藤井寺市における地域経済の振興を図るため、以下のとおり地域経済の振興に関するパートナー連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、及び丁が、経営支援プラットフォーム「Big Advance」を通じて連携し、相互の資源を有効に活用した協働により地域の活性化や課題解決に対し迅速かつ的確に対応することで、地域経済の一層の振興及び市内企業のDX推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙、及び丁は、前条の目的を達成するため、経営支援プラットフォーム「Big Advance」を通じて、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- 市内企業のDX推進及び振興に関すること
- 市内企業のBCPに関すること
- 域内経済循環の促進に関すること
- 新たな活力の創出に関すること
- その他、本協定の目的を達成する為に必要な事項

（守秘義務）

第3条 甲、乙、丙、及び丁は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定上の他の全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後又は解除後においても同様とする。

（協定の期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和5年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲、乙、丙、及び丁のいずれかから書面による特段の申し出がない限りは、1年毎に自動的に更新されるものとする。

（協定の解除）

第5条 甲、乙、丙、及び丁は、自己以外の本協定当事者が次のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- 本協定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき
- 社会通念上の失墜行為及び相互の信用を毀損したとき
- 本協定に関し、虚偽その他不正な行為が行われたとき
- 第2条の連携・協力を行わなかったとき

2 甲、乙、丙、及び丁は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、本協定を解除することができる。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲、乙、丙、及び丁は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、及び丁は、それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年8月4日

甲 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号
藤井寺市
市長

岡田 一樹

乙 大阪府藤井寺市岡1丁目2番16号
藤井寺市商工会
会長

濱 幸一

丙 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社池田泉州銀行
代表取締役頭取 CEO

鶴川 淳

丁 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル11F
株式会社ココペリ
代表取締役 CEO

近藤 繁